

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第3135号)

令和6年11月26日

横情審答申第3135号  
令和6年11月26日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 松村雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

令和4年9月13日港南生第446号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「（1）令和元年度港南生第848号 食品衛生視察の実施結果について  
（2）令和2年度港南生第575号 特定刑務所食品取扱施設の監視結果交付について」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「(1) 令和元年度港南生第848号 食品衛生視察の実施結果について (2) 令和2年度港南生第575号 特定刑務所食品取扱施設の監視結果交付について」を一部開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和4年6月10日付で行った「(1) 令和元年度港南生第848号 食品衛生視察の実施結果について (2) 令和2年度港南生第575号 特定刑務所食品取扱施設の監視結果交付について」（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、「個人の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため同号本文に該当する。また、同号ただし書アからウまでに該当しない。」と要約される。

## 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消すとの決定を求める。
- (2) 実施機関は、特定刑務所の食品衛生責任者及び立入検査結果送付先担当者の氏名を非開示とする。いずれも特定刑務所長か法務技官栄養士をいうものと解されるが、当該氏名は、市販されている職員録又は「各行政機関における公務員の氏

名の取扱いについて」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ。以下「申合せ」という。）が示すとおり公にされている。

## 5 審査会の判断

### (1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

### (2) 食品衛生関係施設の監視指導に係る事務について

保健所では、業種、施設の規模、取扱品目の状況、食中毒等の発生状況等を基に食品の調理や製造を行う施設への監視指導を行っており、不適事項を発見した場合は、営業者等に対して改善指導を行い、当該施設の衛生の確保を図っている。

### (3) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、令和元年度及び2年度に、特定刑務所からの依頼に基づいて行ったその食品衛生施設の監視指導結果通知に係る起案文書であり、起案用紙、「食品衛生視察の実施結果について」と題する送付文、食品衛生施設の監視項目とその結果を記録した監視指導記録票及び特定刑務所からの依頼文から成る。

実施機関は、監視指導記録票に記載された食品衛生施設衛生責任者の氏名及び起案用紙に記載された監視結果の交付先となる特定刑務所担当職員の氏名（以下「衛生責任者等氏名」という。）を旧条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示としているため、当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、以下検討する。

### (4) 旧条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 旧条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報・・・であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの・・・又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」について、開示しないことができる旨を規定している。

ただし、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又

は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」について、開示しないことができる個人に関する情報から除く旨を規定している。

イ 衛生責任者等氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

審査請求人は、市販の職員録や申合せにより、特定刑務所職員の氏名は公にされていると主張するが、当審査会で確認したところ、職員録に掲載されるのはごく一部であり、衛生責任者等氏名は掲載されていなかった。また、申合せは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の運用についてのものであり、旧条例の運用とは状況を異にする。

したがって、衛生責任者等氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、本号ただし書アに該当しない。また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。

#### (5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を一部開示とした決定は、妥当である。

#### (第五部会)

委員 久末弥生、委員 萩野寛雄、委員 吉田仁美

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 4 年 9 月 13 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 4 年 10 月 20 日	・ 実施機関から反論書の写しを受理
令 和 6 年 9 月 24 日 ( 第 3 回 第 五 部 会 )	・ 審 議
令 和 6 年 10 月 22 日 ( 第 4 回 第 五 部 会 )	・ 審 議